

病防第42号
平成30年8月7日

各関係機関の長様
(農政担当)

岐阜県病害虫防除所長

病害虫発生予察情報について(送付)
このことについて、下記のとおり発表したので、指導上の参考にしてください。

記
平成30年度病害虫発生予察注意報第4号
(斑点米カメムシ類)

平成30年度病害虫発生予察注意報第4号

平成30年8月7日
岐 阜 県

作物名 水 稲

病害虫名 斑点米カメムシ類

1 発生地域 飛騨地域

2 発生時期 飛騨地域：8月上旬以降

3 発生程度 多い

4 予報の根拠

- (1) 高山市に設置した予察灯において、梅雨明け後の7月第3半旬からアカヒゲホソミドリカスミカメの誘殺頭数が急増し、7月第6半旬の誘殺頭数は123頭と7月第3半旬の4.6倍に増加した。また、下呂市に設置した予察灯においても、7月第6半旬にアカスジカスミカメの誘殺頭数が急増した(図1、2)。
- (2) 7月上～中旬に飛騨管内12地点で行ったすくい取り調査では、9地点(75%)の畦畔で斑点米カメムシ類が確認された。
- (3) 飛騨地域の「コシヒカリ」は出穂期を迎えており、斑点米カメムシ類による加害が懸念される。
- (4) 名古屋地方気象台の1ヶ月予報(8月2日発表)では、気温は平年より高くなると予想されており、斑点米カメムシ類の繁殖に好適な条件となる。

5 防除上の注意事項

<本田および畦畔の管理>

- (1) 斑点米カメムシ類は、出穂と同時に水田に侵入し、開花～糊熟期にかけて籾を加害し、斑点米を発生させる。
- (2) 水稲の出穂直前および出穂後の除草は、斑点米カメムシ類を水田内に追い込み、被害を助長する恐れがあるので注意する。

<薬剤による防除>

- (1) 散布剤による防除は穂揃期およびその7～10日後の2回実施する。
- (2) 粒剤による防除は出穂期の7～10日後が基本となるが、使用する薬剤により防除時期が異なるので注意する。
- (3) 住宅地付近での防除は、事前周知に努め、薬剤が飛散しないよう注意する。
- (4) ミツバチが飼養されている地域で防除を行う場合は、養蜂業者との連携を密にし、危被害の未然防止に努める。
- (5) 農薬の使用にあたっては、最新の登録情報を参照し、適正に使用する。
(http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm 農林水産消費安全技術センター)

— 参考資料 —

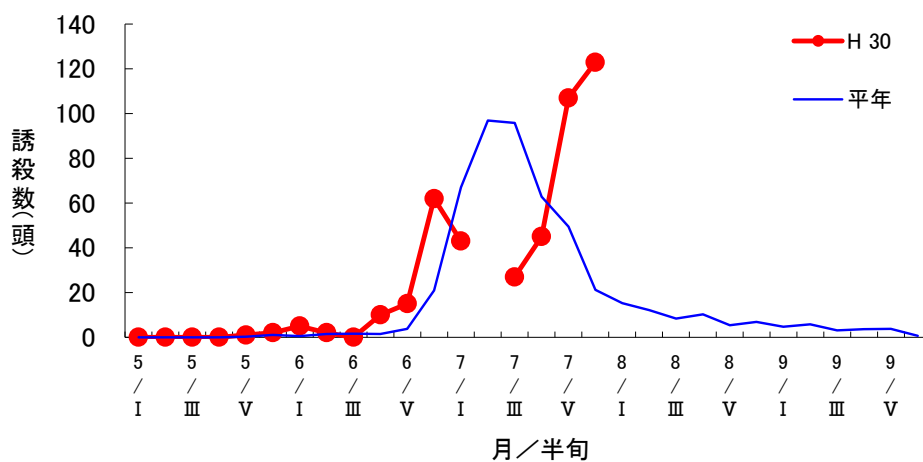


図1 アカヒゲホソミドリカスミカメの誘殺数の推移（高山市国府町：予察灯）
注）7月第2半旬は欠測

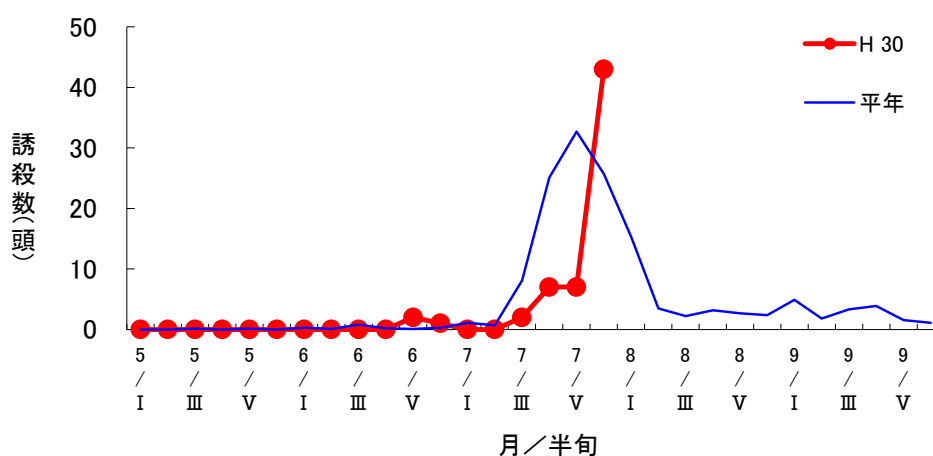


図2 アカスジカスミカメの誘殺数の推移（下呂市萩原町：予察灯）